

品川区地域防災計画 【平成29年度修正】

概要版

～「しながわの防災力の高度化」のために～

品川区防災会議

品川区の防災力の高度化を図る

東日本大震災を契機として、区では防災対策を最重点施策と位置づけ、平成24年度に地域防災計画の大幅な修正を行っています。また、平成24年度の修正以降も、災害対策基本法や水防法をはじめとした関係法令の改正、都市基盤の整備状況、地域の防災対策の取組みの実情に応じて、小規模な修正を行ってきました。

また、平成25年6月の災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行されたことを受け、災害時の被害を軽減させるべく災害対策における基本理念の明確化や防災に関する取組み、防災体制のさらなる充実が求められることとなりました。これを受け、平成26年4月1日に「品川区災害対策基本条例」を施行し、一人ひとりが自らの安全を守るという自助、地域や身近にいる人同士が互いに助け合うという共助、そして、行政が自助および共助を支援し、区民の安全を確保するという公助に基づき、それぞれが役割を果たし、総力を結集して、「しながわの防災力の高度化」を図ることとしました。

さらに、東日本大震災以降も、平成28年の熊本地震や平成29年の九州北部豪雨など、全国各地で激甚な災害が頻発し、これらの災害においては、自治体間の広域避難体制による「公助」の重要性や、平常時から災害時にかけての「自助」「共助」の役割の重要性が鮮明となりました。

この地域防災計画は、災害対策基本条例の基本理念である「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく防災体制や災害対策について、現時点における最新の知見をもとに作成したものです。



1. 品川区地域防災計画とは

(1) 計画の目的

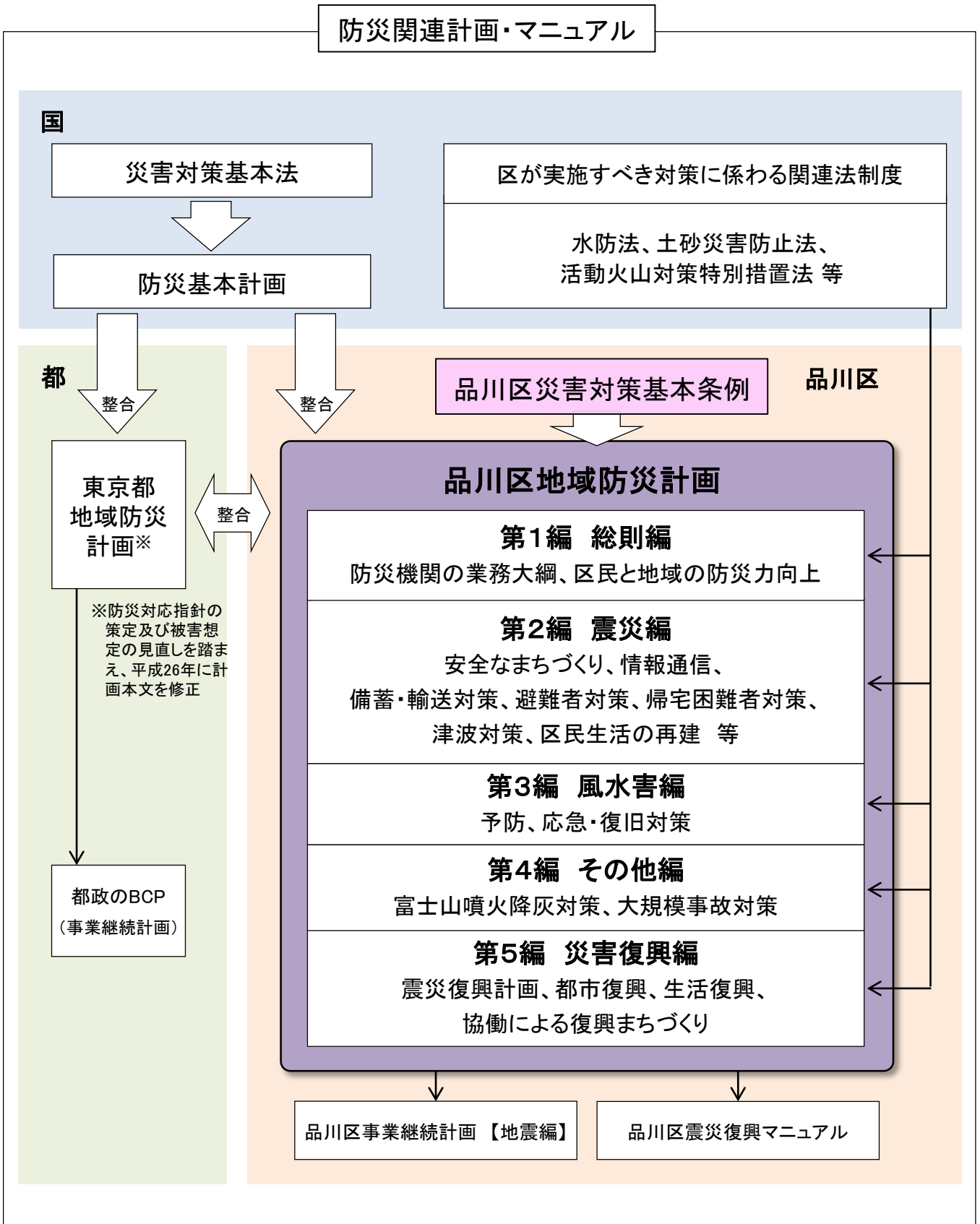
品川区地域防災計画とは、災害時における区及び防災関係機関の事務や業務を包含する、包括的かつ総合的な計画です。

その目的は、区および防災関係機関等がその有する全機能を有効に発揮して、区の地域における震災および津波・風水害・火山災害等に係る災害の予防、応急・復旧対策および復興に係る一連の対策を定め、総合的かつ計画的に実施することにより、区の地域ならびに区民の生命、身体および財産を災害から保護することにあります。



(2) 計画の位置づけ

災害対策基本法に基づき、国や都の防災関連計画等との整合を図り、作成する計画です。



(3) 計画の構成

計画全般に係る内容を「総則編」として取りまとめ、災害毎に「震災編」、「風水害編」、「その他編」、「災害復興編」を設けました。「震災編」においては、各部毎に、「予防対策」、「応急・復旧対策」を設けて整理を行いました。また、新たな編として、富士山噴火降灰対策や大規模事故対策をその他編として追加しました。

品川区地域防災計画	第1編 総則編	第1部 総則 第2部 防災機関の業務大綱 第3部 区民と地域の防災力向上
	第2編 震災編	第1部 総則 第2部 安全なまちづくり 第3部 安全な交通ネットワークおよびライフライン 第4部 災害対応体制 第5部 情報通信 第6部 備蓄・輸送対策 第7部 避難者対策 第8部 帰宅困難者対策 第9部 受援体制 第10部 医療救護等対策 第11部 津波対策 第12部 放射性物質対策 第13部 区民生活の再建
	第3編 風水害編	第1部 総則 第2部 風水害予防対策 第3部 風水害応急・復旧対策
	第4編 その他編	第1部 富士山噴火降灰対策 第2部 大規模事故対策
	第5編	災害復興編

2. 計画修正（平成29年度）のポイント

方向性

1

対策を「進める」

- ・東日本大震災の検証結果や、熊本地震での新たな教訓を計画に活かす。
- ・災害対策基本法をはじめ、関連法等の改正を踏まえた防災計画の総点検を行う。

方向性

2

新たな視点を「加える」

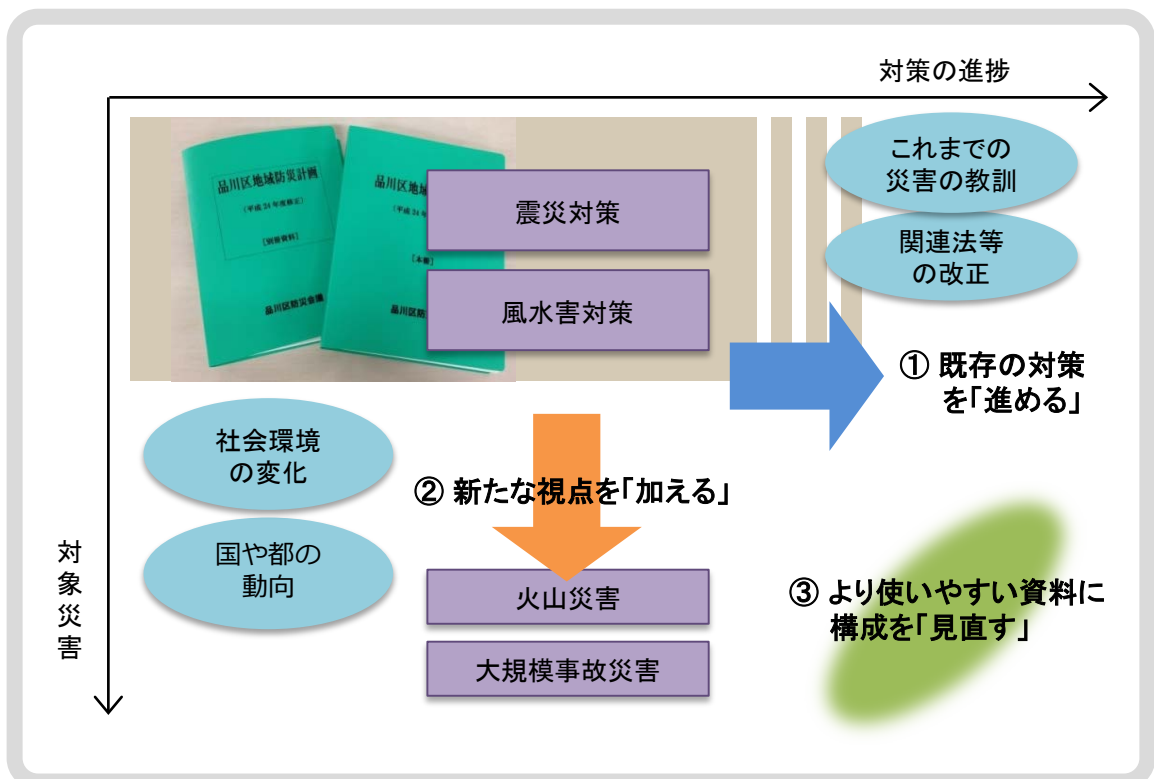
- ・国や東京都の動向との整合を図り、網羅性を確保する。
- ・社会環境の変化、これに伴う災害リスクの増大を見据え、大規模事故災害、火山災害等を新たな災害種別として加える。

方向性

3

区民、防災関係機関、職員にとって、より使いやすい資料構成に「見直す」

- ・施策別の対応時系列など、閲覧性、一覧性に配慮した目次構成とする。



3. 品川区地域防災計画【平成29年度修正】について

方向性 1. 対策を「進める」

第1. 多様化する避難に対する基本的な考え方の見直し

熊本地震にて顕在化した多様化する避難に対し、対応の基本的な考え方を示しました。

(1) 「全ての被災者の避難生活を支援」を明記。

修正内容

避難所で提供する生活支援の主な内容は次のとおりとし、提供する対象はすべての被災者とする。 [震災編 第7部]

項目	内容
安全・生活基盤の提供	<ul style="list-style-type: none">・安全な施設での受入れ・非常食、飲料水、毛布、生活必需品等の提供・一時的な生活の場の提供
保健・医療等の支援	<ul style="list-style-type: none">・傷病の治療、健康相談、心のケア等の保健医療サービスの提供・トイレ、風呂、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境の維持
情報支援	<ul style="list-style-type: none">・災害情報、安否確認等の提供・生活支援相談・復興支援情報等の提供



(2) 指定避難所（避難所、二次避難所、福祉避難所）の位置づけや役割に関する区民の理解が進むよう、避難所の呼称を変更するとともに、避難生活を送る場所は、原則、区民避難所と明記。

修正内容

避難所の呼称を区民避難所へ変更した。 [全編]
避難生活 [震災編 第7部]

- ① 自宅で生活が不可能と判断した場合は、指定された区民避難所へ避難する。
- ② 区民避難所に入れなかった場合、補完避難所へ避難する。区民避難所の環境では、避難生活が難しい場合、二次避難所もしくは福祉避難所への移動を希望する。



(3) 区民避難所以外（自宅で避難生活を送る被災者含む）に避難する被災者の把握。

修正内容

避難所以外で生活する避難者は、最寄りの区民避難所へ避難先や避難環境等を連絡することとし、届出が必要なことについて、平常時から普及・啓発を行う。 [震災編 第7部]

(4) 区民避難所での要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等）の受け入れに配慮や女性の視点を反映。



修正内容

要配慮者や女性の視点到配慮した運営

[震災編 第7部]

- ① 区民避難所で、要配慮者を受け入れるにあたっては、それぞれの特性を踏まえた対応が求められることから、平常時より要配慮者の特性の理解啓発に努める。
- ② 各避難所連絡会議等で区民避難所となる学校の一部を要配慮者用に指定するなど要配慮者が避難所生活者となることを想定し、発災時に対応できるような体制づくりを進める。
- ③ 要配慮者が、避難所において避難生活を送るうえで必要な食糧品、生活必需品や簡易トイレ・マット・毛布・大人用おむつ等の備蓄をするとともに、物資の調達体制を確立する。
- ④ 区民避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性自認の多様性等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、区民避難所における安全性とプライバシーの確保など、女性や子育て家庭、要配慮者等、多様なニーズに配慮した区民避難所の運営に努める。

(5) 避難者が同行する愛玩動物の受け入れルールの具体化。



修正内容

動物飼育対策 [震災編 第7部]

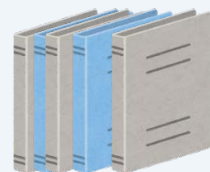
- ① 災害時における動物飼育は避難所連絡会議等において、避難所単位で受け入れ方針を検討することとする。区は、愛玩動物（ペット）の避難場所が不足する場合には、近隣避難所との調整役を担う。
- ② 災害時には、飼い主とともに同行避難してくる愛玩動物（ペット）に対して、区民避難所における避難者間でのトラブルの防止を図るため、避難所連絡会議などで区民避難所への同行の可否や、同行の可能な所定の区民避難所について愛玩動物（ペット）の避難エリアを定めるといった区民避難所における適正な飼育方法について対応策を検討していく。
- ③ 避難所連絡会議は、区民避難所へ愛玩動物（ペット）と同行避難を希望する避難者の把握に努める。

(6) 各避難所における運営マニュアルの具体化の促進。

修正内容

施設単位での避難所開設・運営マニュアルをすべての区民避難所にて完備することを目指す。

[震災編 第7部]



(7) 避難行動要支援者を自宅から二次避難所、福祉避難所へ直接移送することも想定。

修正内容

指定している区民避難所における生活が明らかに困難で緊急の搬送措置を要する要配慮者等は、予め、二次避難所、福祉避難所等を指定し、直接自宅から、二次避難所、福祉避難所等の環境が整った施設へ収容することも想定し、移送、収容体制の整備を図っていく。

[震災編 第7部]

第2. 物資支援の考え方の周知

避難生活者等への物資支援について基本的な考え方を示しました。

(1) 物資は、様々な事情により期待通りに供給されない場合も想定されることを周知。

修正内容

様々な事情により期待通りに供給されない場合も想定されることを区民に対し周知する。 [総則編]

(2) 備蓄を最低3日分、努めて1週間程度備蓄することの必要性について周知。

修正内容

個人、家庭の備蓄について、最低3日分、努めて1週間分を全ての区民が行っていくよう訓練等を通じて周知していく。 [震災編 第6部]



(3) 食糧および生活用品等の確保において、要配慮者や女性等、多様な視点を念頭に内容を充実。

修正内容

区は、避難所のほか、自宅での避難生活を選択する区民も念頭に、食糧および生活用品を確保する。品目は、特に要配慮者や女性等、多様な視点を念頭に、内容の充実、見直しを図る。 [震災編 第6部]

第3. 円滑な災害対応に向けた災害対策本部の再編

災害対策本部の組織・運営体制を平常時業務との関連性に留意し見直しました。

(1) 平常時業務とのかい離を減らすために、部の見直し、追加等により組織を再編。

(2) 特に業務量の多い部署に対して、専門で対応に当たる部署の新設。

(3) 担当部署を設け受援体制の強化。

(4) 震災復興を迅速に推進するため、区震災復興本部と区災害対策本部との緊密な連携を明確化。



第4. 防災関連計画や各所管の対策を進める

災害時業務マニュアルや各所管の対策を反映しました。

(1) 前回修正（平成24年度）以降の区の実践を反映。

(2) 災害対策基本法令の改正、上位計画となる国・都の最新の防災関連計画等と整合。

第5. 「受援体制」を追加

熊本地震の検証を受けて、受援体制の構築を対策の一つとして位置付けました。



- (1) 熊本地震の教訓等踏まえ、新たに「受援体制」に関する部を地域防災計画に追加。
- (2) 他自治体、関係機関からの人員、物資等の支援を受け入れる体制について示す。
- (3) 応援職員やボランティアの受け入れに係る実施手順や物資の調達・輸送に係る受け入れ体制について示す。

第6. 新たに「その他編」を追加

新たな災害種別として、火山災害、大規模事故を追加しました。

- (1) 火山対策として、首都圏に被害を与える可能性の高い富士山の噴火降灰対策を地域防災計画へ追加。
- (2) 大規模事故対策として、主に火災、危険物、事故（航空機、鉄道、道路等）対策を示す。



第7. 女性の力を生かした対策を追加

男女共同参画の視点を踏まえた対策を追加しました。

- (1) 男女共同参画の視点を反映した避難所運営の具体例（母子世帯、子どもに配慮したエリア設定、避難者の的確なニーズ把握等）や女性の参画について示す。

※上記の箇所以外にも全編にわたり、対策を示している。



方向性 3.

区民、防災関係機関、職員にとって、より使いやすい資料構成に「見直す」

第8. 災害対応フローの追加

関係機関における災害対応時系列(タイムライン)を位置付けました。

(1) 各部の応急・復旧対策の冒頭に、災害対応時系列(応急復旧活動フロー)を追加。

応急・復旧対策	発災	24h	48h	72h	復旧対応期
帰宅困難者の発生抑制	事業者等	■ 1年検(1期)の把握 ■ 施設の特徴の把握(施設の安全性の確認) ■ 従業員等への安全・危機等の教育	■ 事業再開に向けた応急復旧活動の実施		
区と事業者等との連携	区	■ 区や関係機関等と連携した帰宅困難者への情報提供			
避難者対策	事業者等	■ 帰宅困難者対策等による避難確保 ■ 一時滞在施設への確保確保 ■ 帰宅困難者の確保支援 ■ 開設された一時滞在施設への誘導	■ 帰宅困難者の確保の確保		
警察機関	区	■ 帰宅困難者の確保等、要出動の二次災害発生防止の確保			
消防機関	区	■ 帰宅困難者の確保支援 ■ 開設された一時滞在施設への誘導			
事業者等	事業者等	■ 帰宅困難者対策等による避難確保 ■ 帰宅困難者の確保確保 ■ 帰宅困難者対策等による避難確保			
通信事業者	事業者等	■ 事業者等および帰宅困難者等の確保・情報提供			
報道機関	区	■ 行政機関や関係機関等からの情報に関する区民・事業者			

応急・復旧対策	発災	24h	48h	72h	復旧対応期
備蓄物資等の供給	区	■ 食糧供給に関する計画立案、食糧の配布 ■ 生活用品の供給体制の確保、配布 ■ 被災者への応急給水の実施 ■ 支援・調達物資の受入れ	■ 食糧供給の確保、配布 ■ 応急給水の確保、配布		
輸送車両等による輸送	区	■ 人員および物資の移送 ■ 物流業者等との連携	■ 緊急車両の確保 ■ 燃料支援の要請		
飲料水・食糧・生活必需品の安定供給	区	■ 人員および物資の移送 ■ 区からの要請に基づく車両の確保			

■ 対策の開始時期の目安

第9. 予防、応急を一連の流れで整理

対策別に予防、応急・復旧の時系列となる構成に見直しました。(震災編)。

(1) 震災編の各部で、「予防対策」、「応急・復旧対策」の見出しを設け、一連の流れで対策を把握できる目次構成に変更。

第10. 計画の共通事項として総則編を追加

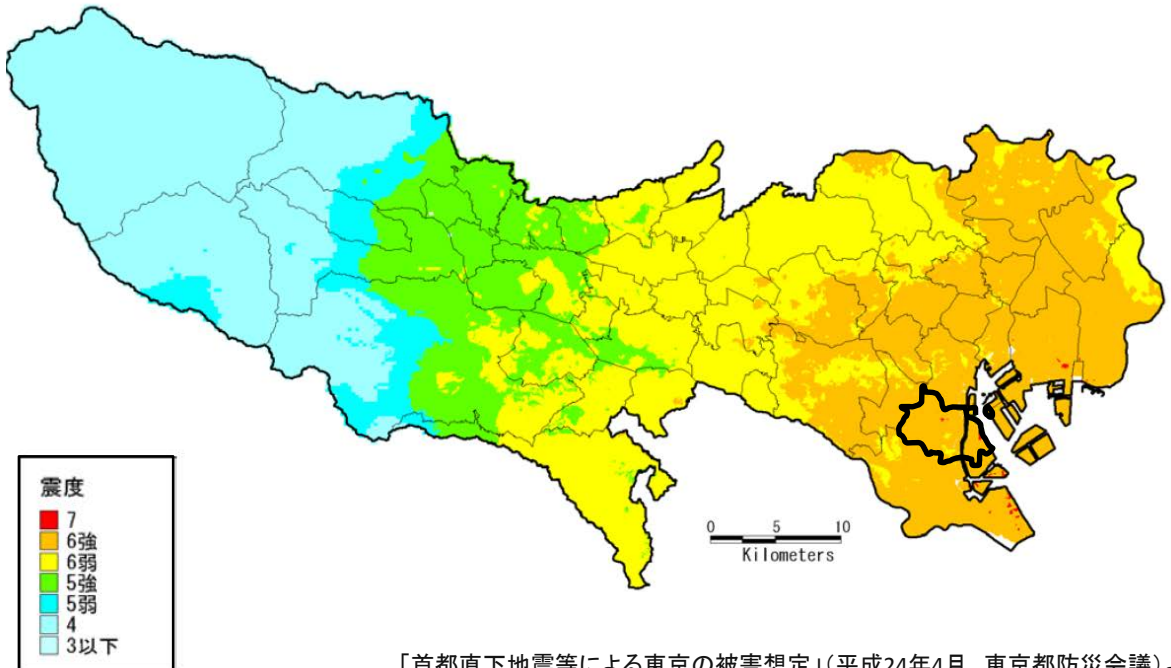
災害種別に応じた総則を設けるほか、特定の災害によることなく共通的な事項を示した総則編を設けました。

- (1) 震災編、風水害編等で共通している対策、内容を新設した「総則編」に集約。
- (2) 被害想定等、各編の個別の前提条件等は編の冒頭に「第1部総則」として示す。

首都直下地震による東京の被害想定

東日本大震災の発生後、東京都は、平成18年5月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」を全面的に見直し、東京都防災会議の地震部会において検討を進め、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しています。

想定地震の概要				
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界 多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード(以下「M」と表記する) 7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20km~35km		約0km~30km	約2km~20km



「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月、東京都防災会議)より
東京湾北部を震源とする直下地震(マグニチュード7.3)

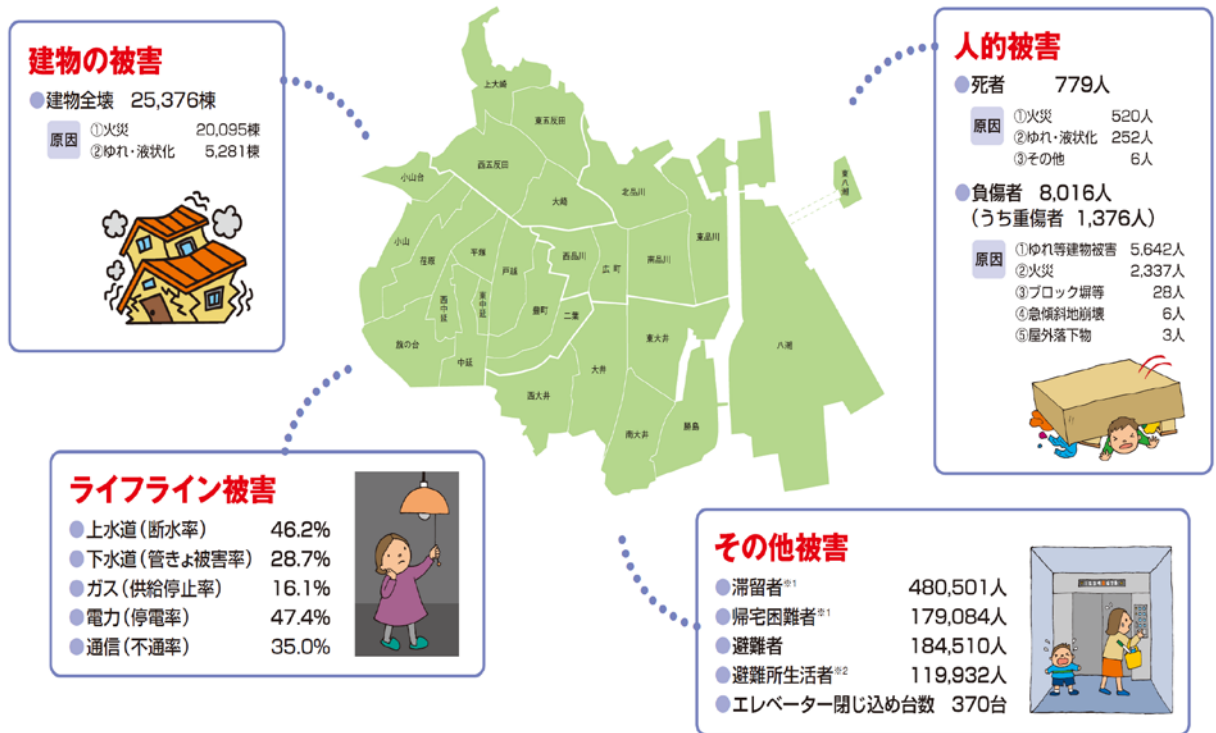
品川区の被害想定の特徴

(1) 東京湾北部地震

- ① 震度分布：品川区内で初めて震度7（区内面積に占める0.9%の地域）の地域がでるとともに、震度6強（区内面積に占める95.9%の地域）。
- ② 死者数：東京湾北部地震で区内の死者779人（M7.3 冬の夕方18時 風速8m/秒）。
- ③ 避難者数：品川区の避難所生活者は119,932人に拡大した（ゆれによる全壊棟数の増加と、出火数の増加、ライフラインの支障により避難者が拡大）。
- ④ 帰宅困難者数：都内の帰宅困難者は517万人に拡大した。

(2) 元禄型関東地震

津波の高さ：品川区内の最大津波高は立会川河口付近で満潮時にT. P.（東京湾平均海面）2.61mと東京港内では最大となった。



※1 滞留者、帰宅困難者については東京都市圏外からの流入者は含まない。
 ※2 避難所生活者については避難者の65%とする。
 ※3 各数値については小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

「わが家の防災ハンドブック」(平成25年3月、品川区)より
 首都直下地震の被害想定(品川区における主な被害想定)

品川区地域防災計画
【平成29年度修正】
概要版

～「しながわの防災力の高度化」のために～



品川区防災会議